

平成22年

上砂川町議会会議録

第4回 臨時会

上砂川町議会

平成22年第4回臨時会

(11月29日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
議案第47号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3
議案第48号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3
議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3
閉会の宣告	7
出席議員	8
説明のため出席した者	9
事務局職員出席者	9

平成 22 年

上砂川町議会第4回臨時会会議録（第1日）

11月29日（月曜日）午前10時00分 開会
午前10時14分 閉会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
11月29日 1日間
- 第 3 議案第47号 特別職の職員の給与
に関する条例等の一部を改正する条
例制定について
- 第 4 議案第48号 特別職の職員及び教
育長の給与の臨時措置に関する条例
等の一部を改正する条例制定につい
て
- 第 5 議案第49号 一般職の職員の給与
に関する条例等の一部を改正する条
例制定について

○会議録署名議員

8番	横	溝	一	成
9番	柳	川	暉	雄

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きま

す。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、横溝議員、9番、柳川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第47号 議案第48号 議案第49号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第47号から日程第5、議案第49号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第48号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例

制定について、議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第47号、議案第48号、議案第49号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第47号であります。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について、人事院勧告に準じて改定を行うため、関係条例を改正するものであること。

次に、議案第48号であります。特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員の給与及び町議会議員の報酬に係る臨時措置について、その期間の延長等を行うため、関係条例を改正するものであること。

次に、議案第49号であります。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について、人事院勧告に基づき改定し、あわせて行財政改革に係る関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号の本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第47号、議案第48号及び議案第49号について内容のご説明をいたします。

このたびの条例改正は、平成22年8月10日の人事院勧告に基づき、一般職の給与及び議員各位を含む特別職の期末、勤勉手当の支給月数につきまして改正し、あわせて行財政改革につきまして本町職員の給与の独自削減見直し、町特別職及び議会議員の給料、報酬の独自削減に係る臨時措置に関する条例にかかわります関係条例を改正するものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院は、本年においても現下の厳しい社会情勢を受けまして民間企業における給与の実態調査を行い、公務員と民間企業との格差是正を考慮し、国家公務員等に対して給料及び期末、勤勉手当につきまして減額する措置を講ずる必要がある旨の勧告を行いました。

主な内容でございますが、①のとおり40歳代以上の中高年齢層の俸給月額を平均で0.1%引き下げるべく給料表の改定を行い、②でございますが、55歳を超える、本町の場合6級の課長職の職員の給与支給額を一律1.5%の引き下げを行う。さらに、平成19年給与構造改革の給与水準引き下げに

伴います現額保証額につきましても一律0.17%引き下げをするものでございます。

③の期末、勤勉手当の支給月数でございますが、現行4.15月から0.2カ月引き下げ、3.95月とする内容でございます。道におきましても同様の措置がなされる予定でございますので、本町におきましても人事院勧告を尊重することを基本としておりますことから、これに準拠すべく改定をするものでございます。

資料の裏面の2の本町の給与改定をごらん願います。勧告どおり一般職の給料表及び給料支給額につきましては改定を行い、期末、勤勉手当につきましても一般職のほか議員各位を含みます特別職につきましても②のとおり支給月数を現行の4.15月から0.2月引き下げ、3.95にするものでございます。

また、現在進めております行財政改革の一環の職員の給与等の独自削減についてでございますが、職員給与につきましては現在10%の独自削減を実施しておりますが、先ほど申し述べました人事院勧告によります引き下げの影響は期末、勤勉手当の削減を含め2%から4%となっており、職種で異なりますが、平均で3%引き下げとなりますことから、この3%を内数として処理いたしまして、③のとおり7%の独自削減を継続するものでございます。

次に、④の特別職及び議会議員の給与、報酬臨時措置条例の据置期間の延長についてでございますが、現行条例の臨時措置期間につきましては本年12月までとなっており、来月12月をもちまして削減措置が終了するものでございますが、町の行財政改革を今後も継続して行っていく上で引き続き削減を行う必要があると考えますことから、削減期間を2年間延長いたしまして、平成24年12月までとするものでございます。削減率でございますが、議員報酬につきましては現行10%から17%の削減を行っておりますが、一般職の削減率と同様の考え方によりまして7%から14%の範囲内で

の削減を行おうとするもので、特別職につきましては改定は行わず、町長で30%、副町長、教育長で25%の削減を継続するものでございます。しかしながら、議員、特別職とも期末手当の算出基礎となります報酬額等につきましては現在削減後の報酬額となっておりますが、これを削減前の条例本則の報酬額によりまして算出することに改めるものでございますが、特別職につきましては算出額から15%削減することといたしまして改定するものでございます。

実施日につきましては平成22年12月1日とするものでございまして、一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、関係する職員の育児休業等に関する条例及び上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例につきましては附則において改正をさせていただきます。

なお、所要の経費につきましては、12月定例会においてお諮りしたいと考えております。

職員の給与につきましては、今後も財政状況に応じ、見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたく、お願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきますが、議長のお取り計らいにより議案第49号の条例本文の読み上げを省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、議案第47号でございます。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の205」に改める。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 当分の間、条例第8条第2項の規定による算出額は、100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年上砂川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の205」に改める。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 当分の間、条例第2条第4項の規定による算出額は、100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の205」に改める。

附則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし平成22年度に限り、改正後の条例の規定中「100分の205」とあるのは「100分の200」とする。

続きまして議案第48号。特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例(平成17年上砂川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書きを加える。

ただし、期末手当の算出基礎となる給料月額には適用しない。

第3条第2項中「平成22年12月」を「平成24年12月」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬の臨時措置に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬の臨時措

置に関する条例(平成18年上砂川町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書きを加える。

ただし、期末手当の算出基礎となる報酬月額には適用しない。

第3条第1項中「23万2,300円」を「23万9,900円」に、「19万5,300円」を「20万1,100円」に、「17万9,300円」を「18万4,900円」に、「16万6,500円」を「17万2,000円」に改める。

第3条第2項中「平成22年12月」を「平成24年12月」に改める。

附則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で日程第3、議案第47号から日程第5、議案第49号について一括提案理由並びに内容説明が終了いたしましたので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第47号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第47号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第48号 特別職の職員及び

教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第48号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第49号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成22年第4回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

出席議員

議席 番号	氏 名	4 臨
		11.29
1	堀 内 哲 夫	○
2	水 谷 寿 彦	○
3	斎 藤 勝 男	○
4	数 馬 尚	○
5	高 橋 成 和	○
6	大 内 兆 春	○
7	川 上 三 男	○
8	横 溝 一 成	○
9	柳 川 暉 雄	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 臨
		11.29
町 長	貝 田 喜 雄	○
副 町 長	奥 山 光 一	○
教 育 長	勝 又 寛	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	×
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
総 務 課 長	西 村 英 世	○
企 画 振 興 課 長	林 智 明	○
技 師 長	清 野 勝 吉	○
住 民 課 長	高 木 則 和	○
福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○
税 務 出 納 課 長	中 島 隆 行	○
消 防 長	川 下 清	○
教 育 次 長	永 井 孝 一	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 臨
		11.29
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
書 記	三 上 美 知 子	○